

瀬谷区 2 歳男児重篤事例について

1 事例の概要

平成 24 年 6 月 30 日（土）、2 歳男児（以下、「本児」と記載）の首を絞め、殺そうとした疑いで、同日実母が逮捕されました。

実母は入院中でしたが、この日、病院の外出（日帰り）許可を得て帰宅しており、本児の首を絞めたあと、台所から包丁を持ち出し自殺を図り、首などを切ろうとしました。別室にいた実父がこれを発見して 119 番通報し、本児は病院に搬送されて治療を受け、7 月 12 日（木）に退院しました。

2 世帯構成

実父（36 歳）、実母（38 歳）、本児（平成 21 年 12 月生 2 歳）の 3 人世帯

* 事例発生時の年齢

3 住所

瀬谷区五貫目町

4 経過

平成 22 年 1 月 14 日（木）	こんにちは赤ちゃん訪問の件で区から電話を入れたところ、実母から「死にたい。」という訴えがある。
平成 22 年 1 月 15 日（金）	区が家庭訪問実施。入院先を早急に探すことになる。
平成 22 年 1 月 18 日（月）	実母入院（1 回目）
平成 22 年 1 月 26 日（火）	実父が児童相談所へ相談
平成 22 年 1 月 29 日（金）	本児の一時保護開始（実母が入院し養育困難なため）
平成 22 年 2 月 9 日（火）	本児の一時保護解除（実父が育児休業を取得したため）
同日	区と児童相談所が今後の支援方針を協議。「区を中心に子育て支援を継続」とした。
平成 22 年 4 月 16 日（金）	実母の外泊にあわせて、区が家庭訪問実施。育児支援家庭訪問員（看護職）、ヘルパー等の利用について説明
平成 22 年 4 月 22 日（木）	実母退院
平成 22 年 5 月 12 日（水）	4 か月児健康診査受診。成長発達に問題なし。
平成 22 年 6 月中旬～	育児支援家庭訪問員（看護職）による支援開始（月 2 ～ 3 回）
平成 22 年 7 月中旬～	保育施設利用開始（週 3 回、平成 24 年 3 月まで）
平成 23 年 3 月 28 日（月）	ヘルパー利用開始（週 2 回程度）
平成 23 年 5 月 25 日（水）	実母入院（2 回目）
平成 23 年 6 月 15 日（水）	実母退院
平成 23 年 7 月 7 日（木）	1 歳 6 か月児健康診査受診。成長発達に問題なし
平成 24 年 2 月 7 日（火）	実母が「よこはま子ども虐待ホットライン」へ電話。「具合が悪くて子どもを傷つけてしまいそう」と相談。ホットライン相談員は実母の様子に不安を感じ、直後に児童相談所へ連絡し区との調整で区が家庭訪問することにした。

平成 24 年 2 月 7 日(火)	区が家庭訪問実施。本児の安全確認及び実父の帰宅まで在宅し実父に引き継ぐ。
同日	実母入院（3回目）
平成 24 年 2 月 16 日(木)	児童相談所の受理会議にて支援方針を検討。区が主体となって状況を把握し、児童相談所は一時保護や施設入所等の関わりが必要な場合に備えることにした。
平成 24 年 4 月 1 日(日)	本児が保育所へ入所
平成 24 年 4 月 19 日(木)	病院を外出し、帰宅していた実母から区へ電話。「子どもを殺してしまうのではないかと自分が怖い」と相談。区は実母に頓服の内服を指示するとともに、実父に電話し早めの帰宅を依頼。実母は同日帰院。
平成 24 年 4 月 23 日(月)	区から病院に連絡。「外出するのであれば事前に区へ連絡するよう」依頼
平成 24 年 5 月 18 日(金)	外泊中（5月 16 日～20 日）の実母が「よこはま子ども虐待ホットライン」へ電話。「子どもを育てることができないので話を聞いてほしい」と相談。児童相談所経由で区へ連絡
同日	区が実母へ電話。本児は保育所登園中で、夕方実父が本児を迎えに行き、実母が帰院するまでの間、実父が対応できる状態であった。訪問も提案したが、希望せず。傾聴し落ち着く。
平成 24 年 5 月 23 日(水)	実父が区へ来所し面談。今後の支援内容について確認
平成 24 年 6 月 27 日(水)	区が実父へ連絡。本児及び実母の状況を確認
平成 24 年 6 月 28 日(木)	状況確認のため区から病院へ電話。「実母の病状は入院を継続せざるを得ない状態」とのこと。外泊時や退院予定が決まれば、事前に区へ連絡をもらえるよう依頼
平成 24 年 6 月 30 日(土)	病院の外出（日帰り）許可を得て帰宅していた実母が、本児の首を絞めて殺そうとした疑いで逮捕

5 今後について

捜査結果等を確認し、外部有識者からなる「児童虐待による重篤事例等検証委員会」を開催し、重篤事例として検証を実施します。

栄区5か月女児重篤事例について

1 事例の概要

生後5か月の女児を激しく揺さぶり、「乳幼児揺さぶられ症候群」による重傷を負わせたとして、平成24年7月15日（日）に実父が傷害容疑で逮捕されました。実父は容疑を否認しています。

本児は平成23年3月22日、病院を受診しており、急性脳浮腫、急性硬膜下血腫、両側網膜出血などの重傷を負い、脳や両目に重度の後遺症が残る可能性があります。現在、本児は乳児院に入所しています。

2 世帯構成

実父（32歳）、実母（37歳）、本児（平成22年10月生 1歳8か月）、妹（3か月）、父方祖母（59歳）の5人世帯

* 事例発生当時は、実父、実母、本児、父方祖母の4人世帯

3 住所

栄区小山台一丁目

4 経過

平成22年12月15日	こんにちは赤ちゃん訪問実施（母子ともに問題なし）
平成23年1月13日	区が助産師による母子訪問を実施（母子ともに問題なし）
平成23年3月11日	4か月児健康診査受診（成長発達に問題なし）
平成23年3月22日	事例発生
同日	実父母が、本児を連れてA病院を受診
平成23年3月23日	B病院へ搬送、入院
同日	児童相談所がA病院からの通告を受理
平成23年4月14日	児童相談所が、入院先のB病院で本児の一時保護を開始
同日	児童相談所が、実父母、父方祖母へ児童虐待の疑いがあると伝えた。
平成23年9月7日	本児がB病院を退院し、乳児院へ一時保護先を変更
平成23年10月1日	本児の一時保護を解除し、同乳児院へ入所措置
平成23年10月6日	実母及び父方祖母が本児と面会 (以降、実父母及び父方祖母と週1回程度の面会を実施)
平成24年4月	妹が出生
平成24年6月6日	区が妹を対象に母子訪問を実施（母子ともに問題なし）

5 今後の対応

外部有識者による検証を実施するかどうかにつきましては、今後の捜査や裁判等の経過を踏まえた上で、対応してまいります。